

平成 29 年 6 月 21 日

国立大学法人東京海洋大学
学 長 竹 内 俊 郎 殿

監 事 青 山 伸 一

監 事 久 保 田 紀 久 枝

平成 28 年度監査報告

私ども監事は、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 11 条第 4 項及び第 35 条において準用する独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号；以下「準用通則法」という。）第 38 条第 2 項の規定に基づき、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの平成 28 事業年度における国立大学法人東京海洋大学（以下、「当法人」という。）の業務及び会計について監査を行いました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私ども監事は、当法人の監事監査規則第 11 条に基づき作成した、監査の重点事項を含む監査計画に従って、役員会、経営協議会、教育研究評議会、部局長会議及びその他学内諸会議などの重要な会議にオブザーバーとして出席し、当法人の運営及び経営に関する重要事項の審議や意思決定の過程を監査するとともに、教育研究施設の現状を確実に把握するため現場に赴き、業務及び財産の状況について調査を行いました。遠隔地にある教育研究施設の調査においては、会計監査人及び監査室と行動を共にしながら、それぞれの監査を行うとともに、監査室による内部監査の報告を受け検討を加えました。その他、「監事・学長連絡会」を計 4 回開催したほか、会計監査人、監事、学長・理事及び監査室の四者による協議会や監査計画説明会で意見交換を行いました。

また、国立大学法人法第 11 条第 6 項に基づき、文部科学大臣へ提出する国立大学法人法又は準用通則法の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の文部科学省令で定める書類等の調査や、重要な文書等の閲覧確認を実施しました。

このほか、国立大学法人法第 11 条第 5 項に基づき、理事、部局長等から業務の運営状況等を聴取しました。

さらに、会計監査人から実施した監査の方法及び結果についての報告を受けるなどにより、平成 28 事業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、損失の処理に関する書類（案）及び附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）、事業報告書及び決算報告書につき検討を加えました。

2. 監事の監査の結果

(1) 業務に関する意見

部局長会議が機能し意見調整が図られており、また役員会、経営協議会、教育研究評議会及びその他学内諸会議における重要事案等の審議や意思決定は適正に行われ、業務運営はその結果を反映しており、当法人の業務は、法令等に従って適正に実施されていると認めます。また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されていると認めます。

(2) 役職員の職務等に関する意見

役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制や、当法人の業務の適正を確保するための体制は、適正に整備され運用されていると認めます。また、平成 28 年度に実施した業務は業務方法書に従って適正に運営されているものと認めます。さらに、役員の職務の遂行に関して、不正の行為や法令等に違反する重大な事実はなかったことを認めます。

(3) 会計監査人の監査の方法及び結果に関する意見

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当と認めます。

(4) 財務諸表、事業報告書及び決算報告書に関する意見

財務諸表（損失の処理に関する書類（案）を除く。）は、会計帳簿に基づいて、法令並びに国立大学法人会計基準及び同注解に準拠して作成されており、当法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び国立大学法人等業務実施コストの状況を適正に表示していると認めます。損失の処理に関する書類（案）は、法令に適合していると認めます。事業報告書は、当法人の業務運営の状況を適正に示していると認めます。決算報告書は、当法人の予算区分に従って決算の状況を適正に示していると認めます。

(5) その他の所見

当該年度に赴き調査した吉田ステーション及び特定事業組織である三陸サテライトでの教育研究活動は全般的に適切に行われていると認めます。毒物・劇物及び下水排水の管理は、関係者の努力により大幅に改善されつつあります。研究活動の不正や研究費の不正使用は認められませんでした。今後も不正防止に向けた取組は注視します。また、施設の有効活用に向けた取組や防災への取組みについて、今後も注視します。

以上